

令和6年度

# 財政援助団体監査報告書

狛江市商工会

市民生活部 地域活性課

狛江市監査委員

# 令和6年度財政援助団体監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の対象

団 体 狛江市商工会  
所 管 課 市民生活部 地域活性課

## 第3 監査の範囲

令和5年度及び令和6年4月1日から9月30日までの補助金の執行状況等

## 第4 監査の期間

令和6年8月30日から12月25日まで

## 第5 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、狛江市監査基準に準拠し、財政援助団体及び所管課において、当該財政援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているか等、次の事項を主眼に、提出書類、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより実施した。

### 1. 所管課

- (1) 補助金の目的、基準等は例規等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告でなされているか。  
また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (6) 補助金の精算、返還手続は適正に行われているか。

### 2. 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか。  
また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

## 第6 団体の概要

1. 名 称 狛江市商工会

2. 設 立 創立総会 昭和36年10月8日  
東京都知事認可 昭和36年11月20日  
設立登記 昭和36年11月30日

3. 所在地 狛江市東和泉一丁目3番18号(令和6年4月1日現在)

4. 目 的 地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 5. 事 業

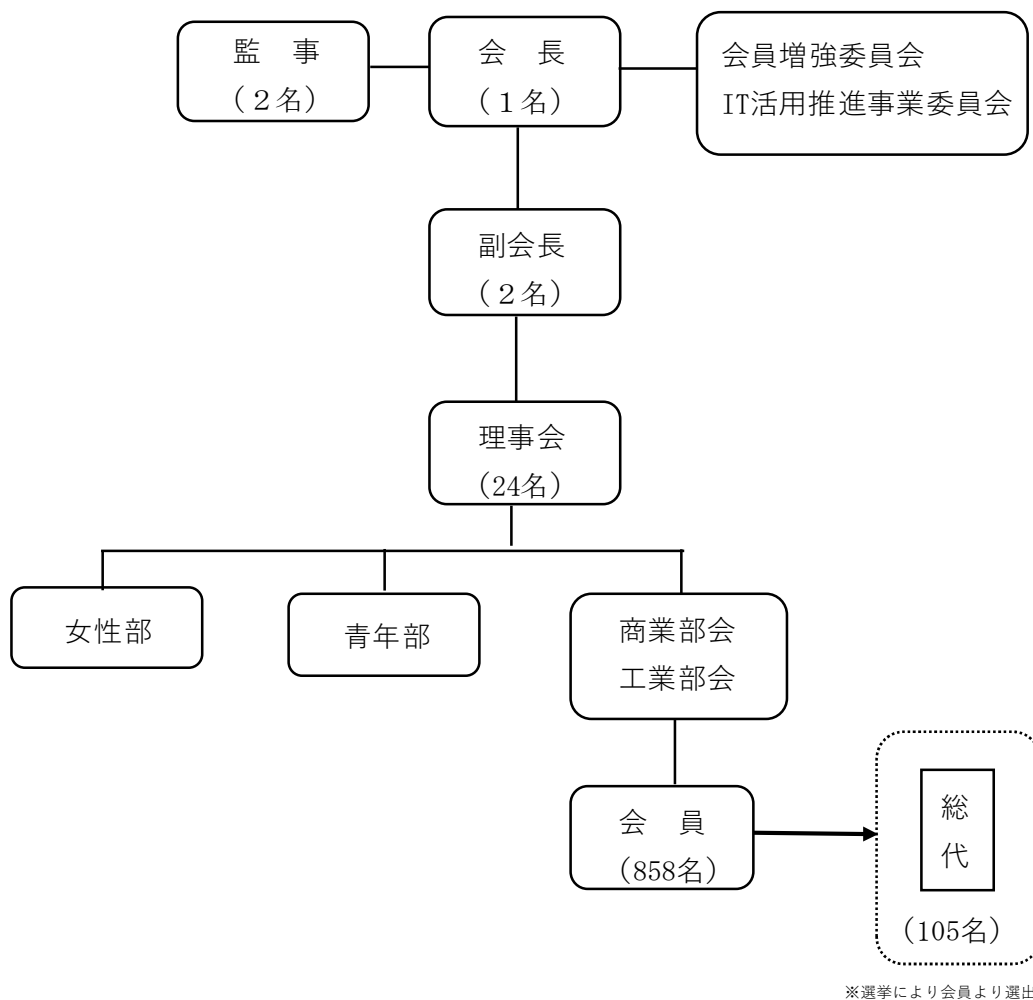
- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- (5) 展示会、共進会を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること、前払い式証票の発行業務を行うこと。
- (7) 東京都商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- (9) 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
- (10) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (11) 商工会としての意見を公表し、これを国会行政庁等に具申し、又は建議すること。
- (12) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (13) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (14) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務(その従業員のための事務を含む)を処理すること。
- (15) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

### 6. 役 員

会 長 1人  
副会長 2人  
理 事 24人  
監 事 2人

7. 組織図

狛江市商工会



8. 事務局

- 参事 1人
- 事務局長 1人
- 経営指導員 3人
- 記帳相談員 1人
- 業務支援員 1人
- 臨時職員 2人

9. 市との関係

狛江市商工会は、市が推進する商工業振興に大きく寄与する活動を行っており、公益性も高く、地域経済の活性化と商工業の発展を市とともに推進することが期待できることから、狛江市商工会に対する補助の基準及び狛江市補助金等交付規則に基づき補助が交付されている。

10. 補助金の状況

補助金の交付状況は以下のとおりである。

【狛江市商工会運営管理等補助金】

令和5年度分

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
商工業の経営改善普及事業	2,569,000	2,569,000	2,569,000	0
地域総合事業	7,964,614	7,964,614	7,964,614	0
合計	10,533,614	10,533,614	10,533,614	0

交付申請年月日 令和5年4月1日

交付決定年月日 令和5年4月1日

実績報告年月日 令和6年5月23日

令和6年度分

(単位:円)

対象事業名	交付申請額	交付決定額	交付確定額	返還金額
商工業の経営改善普及事業	2,569,000	2,569,000	—	—
地域総合事業	11,950,897	11,950,897	—	—
合計	14,519,897	14,519,897	—	—

交付申請年月日 令和6年4月1日

交付決定年月日 令和6年4月1日

## 第7 監査の結果

狛江市商工会は、地域内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、商工会法に基づく経済産業大臣の認可を受け、昭和36年11月に設立された。

現在の中小・小規模事業者を巡る環境は、「全国での急激な少子高齢化・人口減少による地方経済への影響」、「経営者の高齢化・後継者不足」、「構造的な人手不足」等々、急速かつ大規模な変化を遂げつつあり、市内の中小・小規模事業者を取り巻く経営環境も依然厳しい状況にあるが、狛江市商工会においては、経営改善に取り組む中小・小規模事業者の支援策である各種補助金を活用するため、中小企業診断士等の専門家による相談窓口を設置し、支援体制の強化に取り組むほか、狛江市内での創業者が地域で事業を継続できるよう、狛江市と連携した支援等にも取り組んでいる。

今回の財政援助団体監査は、狛江市商工会及び市民生活部地域活性課に対し、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料及び関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して実施した。

地域活性課においては、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているものと認められ、特に指摘すべき事項は見当らなかった。

次に、狛江市商工会においては、以上のとおり監査した限りにおいて、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているものと認められるものの、改善を要する事項が一部見受けられたため、以下に述べる。

### 1. 組織率の向上について

狛江市商工会の会員数は、平成31年度から令和5年度の間、微増しているものの、組織率については、いずれの年度も50%を割り込んでいる状況である。非会員事業所が相談等で訪れた際の入会勧奨活動、役員・会員による加入促進活動、会員増強委員会による紹介キャンペーン等が実施されているが、引き続き市と連携を図り、会員の確保及び組織率の向上に努められたい。